

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター中央館 中央監視装置修繕

2 契約の相手方

アズビル株式会社ビルシステムカンパニー 関西支社

3 随意契約理由

本修繕は、男女共同参画センター中央館に設置している中央監視装置の修繕を行うものである。

当該機器については、すべてアズビル株式会社ビルシステムカンパニーが製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはアズビル株式会社ビルシステムカンパニーを通じてのみ入手可能な純正製品並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、中央監視装置の監視盤を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また男女共同参画センター中央館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター中央館 直流電源装置修繕

2 契約の相手方

パナソニック ES エンジニアリング株式会社 近畿支店

3 随意契約理由

本修繕は、男女共同参画センター中央館に設置している直流電源装置の修繕を行うものである。

当該機器については、すべてパナソニック ES エンジニアリング株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはパナソニック ES エンジニアリング株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、直流電源装置の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、男女共同参画センター中央館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター中央館 発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本工事は、男女共同参画センター中央館に設置している非常用発電機の修繕を行うものである。

当該機器については、ヤンマーエネルギーシステム(株)が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたってはヤンマーエネルギーシステム(株)を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は非常用発電機の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。

また、男女共同参画センター中央館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）